

○内閣府令第七十二号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三条第三項第一号及び第三号、第六条第二項第二号、第七条第一項及び第二項、第二十六条第三項並びに第三十条並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十条の規定に基づき、並びに児童手当法を実施するため、児童手当法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年八月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

児童手当法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（児童手当法施行規則の一部改正）

第一条 児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げ

るその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(法第三条第一項の内閣府令で定める理由)</p> <p>第一条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。以下「法」という。)第三条第一項の内閣府令で定める理由は、留学(日本国内に住所を有しなくなつた日の前日まで引き続き三年を超えて日本国内に住所を有していた者及びこれに準ずる者が教育を受けることを目的として外国に居住すること(法第四条第一項第一号に規定する父母等(第一条の四第二項第六号において「父母等」という。))と同居する場合を除く。)をいう。第一条の三の二第三項において同じ。)のうち、その期間が当該日本国内に住所を有しなくなつた日から三年以内のものとする。</p> <p>(施設入所等児童の範囲)</p> <p>第一条の二 「①」 法第三条第三項第一号の内閣府令で定める期間は、二月とする。</p> <p>2 法第三条第三項第二号の内閣府令で定める短期間の委託は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条に規定する保護者(次項第二号において「保護者」という。)の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつたことに伴い、二月以内の期間を定めて行われる委託とする。</p> <p>3 法第三条第三項第三号の内閣府令で定める短期間の入所は、次の各号のいずれかに掲げる入所又は入院であつて、二月以内の期間を定めて行われるものとする。</p> <p>一 児童福祉法第二十三条第一項の規定による法第三条第三項第三号に規定する母子生活支援施設への入所、同法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(法第三条第一項の内閣府令で定める理由)</p> <p>第一条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。以下「法」という。)第三条第一項の内閣府令で定める理由は、留学(日本国内に住所を有しなくなつた日の前日まで引き続き三年を超えて日本国内に住所を有していた者及びこれに準ずる者が教育を受けることを目的として外国に居住すること(当該日本国内に住所を有しなくなつた日から三年以内のものに限り、法第四条第一項第一号に規定する父母等と同居する場合を除く。))をいう。)とする。</p> <p>(施設入所等児童の範囲)</p> <p>第一条の二 「項を加える。」</p> <p>「①」 法第三条第三項第一号の内閣府令で定める短期間の委託は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条に規定する保護者(以下「保護者」という。)の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつたことに伴い、二月以内の期間を定めて行われる委託とする。</p> <p>2 法第三条第三項第二号の内閣府令で定める短期間の入所は、次の各号のいずれかに掲げる入所又は入院であつて、二月以内の期間を定めて行われるものとする。</p> <p>一 児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて行われる法第三条第三項第二号に規定する障害児入所施設への入所又は児童福祉法第二</p>

が採られて行われる法第三項第三号に規定する障害児入所施設への入所又は児童福祉法第二十七条第二項の規定による同号に規定する指定発達支援医療機関への入院

二 保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつたことに伴い、児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて行われる法第三条第三項第三号に規定する乳児院等への入所

4|| 法第三条第三項第四号の内閣府令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる入所とする。

5|| 法第三条第三項第五号の内閣府令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる入所とする。

(父母指定者の届出)

第一条の三 法第四条第一項第二号に規定する父母指定者（第一条の四第二項において「父母指定者」という。）が児童手当の支給を受けようとするときは、様式第一号による届書を、その者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくする支給要件児童（法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）の住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

(第三子以降算定額算定対象者の範囲)

第一条の三の二 法第六条第二項第二号の延長者に類する者として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 児童自立生活援助（法第三条第三項第一号に規定する児童自立生活援助をいう。以下同じ。）を受けている者
- 二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者のみで構成する世帯に属する者のうち、障害児入所施設等（法第四条第一項第四号に規定する障害児入所施設等を

十七条第二項の規定による同号に規定する指定発達支援医療機関への入院

二 保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつたことに伴い、児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて行われる法第三条第三項第二号に規定する乳児院等への入所

3|| 法第三条第三項第三号の内閣府令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる入所とする。

4|| 法第三条第三項第四号の内閣府令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる入所とする。

(父母指定者の届出)

第一条の三 法第四条第一項第二号に規定する父母指定者（以下「父母指定者」という。）が児童手当の支給を受けようとするときは、様式第一号による届書を、その者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくする支給要件児童（法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）の住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

「条を加える。」

いう。以下同じ。)であつて、法第三条第三項第三号に規定する乳児院等以外のものに二月以上の期間を定めて行われる入所又は入院をしているもの(児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者を除く。)

2 法第六条第二項第二号の個人受給資格者(同項第一号に規定する個人受給資格者をいう。以下この項において同じ。)によつて監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担が行われている者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

一 個人受給資格者によつて監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護が行われていること。

二 個人受給資格者の収入によつて日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くとその水準を維持することができないこと。

3 法第六条第二項第二号の内閣府令で定める理由は、留学のうち、その期間が当該日本国内に住所を有しなくなつた日から四年以内のものとする。

(認定の請求)

第一条の四 「略」

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならぬ。

一 支給要件児童のうちに一般受給資格者(法第七条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。)の住所地(法人にあつては、主たる事務所の所在地)の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域外に住所を有する児童があるときは、当該児童の住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載

(認定の請求)

第一条の四 「同上」

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならぬ。

一 支給要件児童のうちに一般受給資格者(法第七条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。)の住所地(法人にあつては、主たる事務所の所在地)の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域外に住所を有する児童(施設入所等児童(法第三条第三項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。))を除く。以下この項、第二条第二項、第五条第一項及び第六条第二項において同じ。)があるときは、当該児童の住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第十

されたもの

〔二〇五 略〕

六 一般受給資格者が父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

七 「略」

八 一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）に配偶者（法第四条第三項の規定を適用しないこととした場合に同条第一項第一号に該当することとなる者に限る。）があり、かつ、当該一般受給資格者が法第四条第三項の児童の生計を維持する程度の高い者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

〔号を削る。〕

九 一般受給資格者（三歳未満支給対象児童（法第六条第二項第五号に規定する三歳未満支給対象児童をいう。第三条第一

二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの

〔二〇五 同上〕

六 一般受給資格者が法第四条第一項第一号に規定する父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

七 「同上」

八 一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）又はその配偶者（法第四条第三項の規定を適用しないこととした場合に法第四条第一項第一号に該当することとなる者に限る。以下同じ。）がその年（一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。）の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資格者又はその配偶者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに一般受給資格者の法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書

九 法第五条第一項に規定する児童があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

十 一般受給資格者（支給要件児童のうち三歳に満たない児童（法第六条第一項第一号イに規定する三歳に満たない児童

項第一号において同じ。)がある一般受給資格者に限る。)が被用者(法第十八条第一項に規定する被用者をいう。以下同じ。)であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

十 一般受給資格者に第三子以降算定額算定対象者(法第六条第二項第二号に規定する第三子以降算定額算定対象者をいう。以下同じ。)があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

十一 第三子以降算定額算定対象者のうちに、一般受給資格者の住所地の市町村の区域外に住所を有する者があるときは、当該者の住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、当該者が世帯主である場合にはその旨、当該者が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの

十二 一般受給資格者に前条第三項の理由により日本国内に住居を有しない第三子以降算定額算定対象者があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

4 3 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 施設等受給資格者(法第七条第二項に規定する施設等受給資格者をいう。以下同じ。)が施設入所等児童(法第三条第三項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。)に対し児童自立生活援助を行っていること、施設等受給資格者に施設入所等児童が委託されていること又はその設置する障害児入所施設等に施設入所等児童が入所若しくは入院をしていることを明らかにすることができる書類

二 施設等受給資格者(施設入所等児童のうちに三歳未満施設入所等児童(法第六条第二項第九号に規定する三歳未満施設入所等児童をいう。第三条第二項第一号において同じ。))がある施設等受給資格者に限る。)が被用者であるときは、当

をいう。第三条第一項第一号において同じ。)がある一般受給資格者に限る。)が被用者(法第十八条第一項に規定する被用者をいう。以下同じ。)であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

4 3 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 施設等受給資格者(法第七条第二項に規定する施設等受給資格者をいう。以下同じ。)に施設入所等児童が委託されていること又はその設置する障害児入所施設等(法第四条第一項第四号に規定する障害児入所施設等をいう。以下同じ。)に施設入所等児童が入所若しくは入院をしていることを明らかにすることができる書類

二 施設等受給資格者(施設入所等児童のうちに三歳に満たない施設入所等児童(法第六条第一項第二号に規定する三歳に満たない施設入所等児童をいう。第三条第二項第一号において同じ。))がある施設等受給資格者に限る。)が被用者であ

該事実を明らかにすることができる書類

(児童手当の額の改定の請求及び届出)

第二条 「略」

2 前項の請求書には、児童手当の額の増額の原因となる支給要件児童に係る前条第二項各号(第八号を除く。)に掲げる書類を添えなければならない。

「3・4 略」

第三条 一般受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第四号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 一般受給者に係る支給要件児童のうち三歳未満支給対象児童が三歳以上支給対象児童(法第六条第二項第四号に規定する三歳以上支給対象児童をいう。)となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

「号を削る。」

「号を削る。」

三

「略」

一般受給者に係る第三子以降算定額算定対象者が二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

るときは、当該事実を明らかにすることができる書類

(児童手当の額の改定の請求及び届出)

第二条 「同上」

2 前項の請求書には、児童手当の額の増額の原因となる児童に係る前条第二項第一号から第七号まで及び第十号に掲げる書類を添えなければならない。

「3・4 同上」

第三条 一般受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第四号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 一般受給者に係る支給要件児童のうち三歳に満たない児童が三歳以上小学校修了前の児童(法第六条第一項第一号イに規定する三歳以上小学校修了前の児童をいう。次号において同じ。)となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

二 一般受給者に係る支給要件児童のうち三歳以上小学校修了前の児童が小学校修了後中学校修了前の児童(法第六条第一項第一号イに規定する小学校修了後中学校修了前の児童をいう。次号及び第七条第一項において同じ。)となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

三 一般受給者に係る支給要件児童のうち小学校修了後中学校修了前の児童が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

四 「同上」

「号を加える。」

2 施設等受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第五号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 施設等受給者に係る施設入所等児童のうち三歳未満施設入所等児童が三歳以上施設入所等児童（法第六条第二項第八号に規定する三歳以上施設入所等児童をいう。）となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

二 施設等受給者に係る施設入所等児童が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

(氏名変更等の届出)

第五条 一般受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

一 四 略
五 第三子以降算定額算定対象者のうちに氏名を変更した者があるとき

2 「略」

3 施設等受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第九号による届書を市町村長に提出しなければならない。

一 施設等受給者が児童自立生活援助事業（児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業をいう。次条第六項第一号及び第九条の二において同じ。）を行う者であり、かつ、その氏名（法人にあつては、その名称）又は当該児

2 施設等受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第五号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 施設等受給者に係る施設入所等児童のうち三歳に満たない施設入所等児童が三歳以上の施設入所等児童（法第六条第一項第二号に規定する三歳以上の施設入所等児童をいう。）であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

二 施設等受給者に係る施設入所等児童のうち中学校修了前の施設入所等児童（法第四条第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。第七条第二項において同じ。）が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

(氏名変更等の届出)

第五条 一般受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

一 四 同上
「号を加える。」

2 「同上」

3 施設等受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第九号による届書を市町村長に提出しなければならない。

「号を加える。」

童自立生活援助事業に係る児童自立生活援助を行う場所の名称を変更したとき。

二〇五 「略」

第六條 「略」

2 一般受給者は、支給要件児童のうちに住所を変更した児童又は第三子以降算定額算定対象者のうちに住所を変更した者があるときは、十四日以内に、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

3 前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 当該児童が、一般受給者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村の区域外に住所を変更したとき又は当該市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、当該児童の住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの

三〇二 「略」

三 当該第三子以降算定額算定対象者が、一般受給者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、当該第三子以降算定額算定対象者の住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、当該第三子以降算定額算定対象者が世帯主である場合にはその旨、当該第三子以降算定額算定対象者が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの

四 当該第三子以降算定額算定対象者が第一条の三の二第三項の理由により日本国内に住所を有しなくなつたときは、当該

一〇四 「同上」

第六條 「同上」

2 一般受給者は、支給要件児童のうちに住所を変更した児童があるときは、十四日以内に、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

3 前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 当該児童が、一般受給者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村の区域外に住所を変更したとき又は当該市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、当該児童の住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの

二〇二 「同上」

「号を加える。」

事実を明らかにすることができる書類

〔4・5 略〕

6 施設等受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第九号による届書を市町村長に提出しなければならない。

- 一 施設等受給者が、児童自立生活援助事業を行う者であり、かつ、その住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）を変更したとき又は当該児童自立生活援助事業に係る児童自立生活援助を行う場所の所在地の市町村の区域内において当該所在地を変更したとき。
- 二 四 〔略〕

（受給事由消滅の届出）

第七条 一般受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第十号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、支給要件児童が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、この限りでない。

2 施設等受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第十一号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、施設入所等児童が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、この限りでない。

（児童自立生活援助事業を行う者、小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害児入所施設等の設置者の請求書等の提出）
第九条の二 この府令の規定により児童自立生活援助事業若しく

〔4・5 同上〕

6 施設等受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第九号による届書を市町村長に提出しなければならない。
〔号を加える。〕

一 三 〔同上〕

（受給事由消滅の届出）

第七条 一般受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第十号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、引き続き法附則第二条第一項の給付の支給を受けることとなるとき、又は一般受給者に係る支給要件児童のうち小学校修了後中学校修了前の児童が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、この限りでない。

2 施設等受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第十一号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、施設等受給者に係る中学校修了前の施設入所等児童が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、この限りでない。

（小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害児入所施設等の設置者の請求書等の提出）
第九条の二 この省令の規定により小規模住居型児童養育事業を

は小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害児入所施設等の設置者が行う請求書又は届書の提出は、当該児童自立生活援助事業に係る児童自立生活援助を行う場所、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居又は障害児入所施設等ごとに行わなければならない。

(添付書類の省略等)

第十一条 市町村長は、この府令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 市町村長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この府令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

(公務員に関する特例)

第十二条 公務員についてこの府令を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

「略」	第一条の四	支給要件児童のうち一般受給資格者(法第七条)	公務員である一般受給資格者(法第七条)
	第二項第一号	第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。の住所地(法人にあつては、主たる事務所の所在地)の市町村(特別区を含む。以下同じ。	児童(以下同じ。及び児童)

行う者又は障害児入所施設等の設置者が行う請求書又は届書の提出は、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居又は障害児入所施設等ごとに行わなければならない。

(添付書類の省略等)

第十一条 市町村長は、この省令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 市町村長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この省令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

(公務員に関する特例)

第十二条 公務員についてこの省令を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

「同上」	第一条の四	支給要件児童のうち一般受給資格者(法第七条)	公務員である一般受給資格者(法第七条)
	第二項第一号	第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。の住所地(法人にあつては、主たる事務所の所在地)の市町村(特別区を含む。以下同じ。	児童(法第三条第三項に規定する施設入所児童)

<p>第一条の四 第二項第八 号</p>	<p>〔略〕</p>		<p>）の区域外に住所を有する児童があるときは、当該児童</p>
<p>一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）に配偶者（法第四条第三項の規定を適用しないこととした場合に同条第一項第一号に該当することとなる者に限る。）</p>			
			<p>公務員である一般受給資格者に配偶者</p>

<p>第一条の四 第二項第八 号</p>	<p>〔同上〕</p>		<p>）の区域外に住所を有する児童（施設入所等児童（法第三条第三項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第二條第二項、第五條第一項及び第六條第二項において同じ。）があるときは、当該児童</p>
<p>一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）又はその配偶者（法第四条第三項の規定を適用しないこととした場合に法第四条第一項第一号に該当することとなる者に限る。以下同じ。）がその年（一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。）の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資格者又はその配偶者</p>			<p>等児童をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第二條第二項、第五條第一項及び第六條第二項において同じ。）</p>
			<p>公務員である一般受給資格者又はその配偶者</p>

2 〔略〕	〔略〕	第六條第三項	当該一般受給資格者が	当該公務員である一般受給資格者が
			<p>当該第三子以降算定額算定対象者が、一般受給者の住所（法人にあつては、主たる事務所所在地）の市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、</p>	<p>当該第三子以降算定額算定対象者が世帯主である場合にはその旨、当該第三子以降算定額算定対象者</p>
		<p>当該第三子以降算定額算定対象者が、一般受給者の住所（法人にあつては、主たる事務所所在地）の市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、</p>	<p>当該第三子以降算定額算定対象者が世帯主である場合にはその旨、当該第三子以降算定額算定対象者</p>	<p>公務員である一般受給資格者又は、</p>
		<p>当該第三子以降算定額算定対象者が世帯主である場合にはその旨、当該第三子以降算定額算定対象者</p>	<p>その者が世帯主である場合にはその旨、その者</p>	<p>その者が世帯主である場合にはその旨、その者</p>

2 〔同上〕	〔同上〕	第六條第三項	一般受給資格者の	公務員である一般受給資格者の
			<p>当該第三子以降算定額算定対象者が、一般受給者の住所（法人にあつては、主たる事務所所在地）の市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、</p>	<p>当該第三子以降算定額算定対象者が世帯主である場合にはその旨、当該第三子以降算定額算定対象者</p>
		<p>当該第三子以降算定額算定対象者が、一般受給者の住所（法人にあつては、主たる事務所所在地）の市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、</p>	<p>当該第三子以降算定額算定対象者が世帯主である場合にはその旨、当該第三子以降算定額算定対象者</p>	<p>公務員である一般受給資格者又は、</p>
		<p>当該第三子以降算定額算定対象者が世帯主である場合にはその旨、当該第三子以降算定額算定対象者</p>	<p>その者が世帯主である場合にはその旨、その者</p>	<p>その者が世帯主である場合にはその旨、その者</p>

(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等)

第十二条の十 「略」

2 「略」

「一・二 略」

三 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（第五号において「義務教育諸学校等」という。）の児童又は生徒が各学年の課程において使用する学用品の購入に要する費用

四 「略」

五 その他義務教育諸学校等又は幼稚園等の学校教育に伴つて必要な費用

「3・4 略」

(身分を示す証票)

第十三条 法第二十七条第二項の規定によつて当該職員が携帯すべき身分を示す証票は、様式第十六号による。

「条を削る。」

(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等)

第十二条の十 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（第五号において「義務教育諸学校」という。）の児童又は生徒が各学年の課程において使用する学用品の購入に要する費用

四 「同上」

五 その他義務教育諸学校等又は幼稚園等の学校教育に伴つて必要な費用

「3・4 同上」

(身分を示す証票)

第十三条 法第二十七条第二項（法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定によつて当該職員が携帯すべき身分を示す証票は、様式第十六号による。

(準用規定)

第十五条 第一条、第一条の三、第一条の四第一項及び第二項、第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項から第三項まで、第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第五項まで、第六条の二、第七条第一項、第八条、第九条第一項、第十条から第十二条まで、第十二条の九から第十二条の十一まで並びに前条の規定は、法附則第二条第一項の給付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の四 法第七条第一項

法附則第二条第四項

第一項及び第二項第一号	第一條の四、主たる事務所の所在地	第一條の四、主たる事務所の所在地	第一條の四、主たる事務所の所在地	第一條の四、主たる事務所の所在地	第一條の四、主たる事務所の所在地	第一條の四、主たる事務所の所在地	第一條の四、主たる事務所の所在地
第一條の四第二項第一号	法第五條第一項に規定する扶養親族等並びに令第一條に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族	法第五條第一項に規定する扶養親族等並びに令第一條に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族	法第五條第一項に規定する扶養親族等並びに令第一條に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族	法第五條第一項に規定する扶養親族等並びに令第一條に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族	法第五條第一項に規定する扶養親族等並びに令第一條に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族	法第五條第一項に規定する扶養親族等並びに令第一條に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族	法第五條第一項に規定する扶養親族等並びに令第一條に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族
第一條の四第二項第九号	法第五條第一項に規定する児童	法第五條第一項に規定する児童	法第五條第一項に規定する児童	法第五條第一項に規定する児童	法第五條第一項に規定する児童	法第五條第一項に規定する児童	法第五條第一項に規定する児童
第二條第一項	法第九條第一項	法第九條第一項	法第九條第一項	法第九條第一項	法第九條第一項	法第九條第一項	法第九條第一項
第三條第一項	法第九條第三項	法第九條第三項	法第九條第三項	法第九條第三項	法第九條第三項	法第九條第三項	法第九條第三項
第五條第一項第一号	氏名（法人にあつては、その名称）	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名

第十条	第九条	第七条		第六条の二 第一項	第六条第一 項	第六条第一 項及び第三 項第一号	第六条の見 出し
一般受給者若しくは施設	法第十二条第一項	付 法附則第二条第一項の給	法第十八条第三項に規定 する被用者等でない者	法第十七条第一項に規定 する公務員	住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）	住所（法人にあつては 、主たる事務所の所在地 ）	住所変更等
一般受給者	法附則第二条第四項 において準用する法 第十二条第一項	児童手当	法附則第二条第四項 において準用する法 第二十六条第一項に 規定する被用者等で ない者	法附則第二条第四項 において準用する法 第十七条第一項に規 定する公務員	住所	住所地	住所変更

	第十二条第一項の表の下欄	等受給者		法第十七条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第十七条第一項		法第七条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第七条第一項	第十二条の九第一項及び第二項	法第二十条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第二十条第一項	第十二条の九第一項	児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）	法附則第二条第一項の給付	第十二条の九第二項第一号	住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）	住所	第十二条の十第一項	法第二十一条第一項及び第二項	法附則第二条第四項において準用する法第二十一条第一項及び第二項	第十二条の十第二項及び第三項	法第二十一条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第二十一条第一項	第十二条の	法第二十一条第二項	法附則第二条第四項
--	--------------	------	--	----------	---------------------------	--	---------	--------------------------	----------------	----------	---------------------------	-----------	------------------------	--------------	--------------	------------------------------	----	-----------	----------------	---------------------------------	----------------	-----------	----------------------------	-------	-----------	-----------

備考 表中の「」の記載は注記である。

	第十四条	第十二条の十一	第十四項
法第七条第一項	法第十七条第一項	法第二十二條第二項	
法附則第二條第四項 において準用する法 第七条第一項	法附則第二條第四項 において準用する法 第十七条第一項	法附則第二條第四項 において準用する法 第二十二條第二項	において準用する法 第二十一條第二項

様式第一号を次のように改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第三号を次のように改める。

様式第四号を次のように改める。

様式第五号を次のように改める。

様式第六号を次のように改める。

様式第七号を次のように改める。

様式第八号を次のように改める。

様式第九号（裏面）を次のように改める。

様式第十号を次のように改める。

様式第十一号を次のように改める。

様式第十二号を次のように改める。

様式第十三号を次のように改める。

様式第十四号を次のように改める。

様式第十五号を次のように改める。

様式第十六号を次のように改める。

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第二条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>第三十六条の十八の二 児童自立生活援助事業者は、入居者に係ることも家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該入居者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入居者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。 二 入居者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 三 入居者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。 四 当該入居者が退居する場合には、速やかに、入居者に係る金銭を当該入居者に取得させること。 	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p style="text-align: center;">「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>		

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第十二条の二 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設を設置者が入所中の児童に係ることも家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>「一、四 略」</p> <p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第二十二条の二 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に關し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>「一、三 略」</p> <p>四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の長とする。第二十七条の二第一項第四号、第二十八条第一号、第三十八条第二項第一号、第四十三条第一号、第八十二条第三号、第九十四条及び第九十六条を除き、以下同じ。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>イ 法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第十三条第三項第三号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第十二条の二 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設を設置者が入所中の児童に係ることも家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>「一、四 同上」</p> <p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第二十二条の二 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に關し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>「一、三 同上」</p> <p>四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の長とする。第二十七条の二第一項第四号、第二十八条第一号、第三十八条第二項第一号、第四十三条第一号、第八十二条第三号、第九十四条及び第九十六条を除き、以下同じ。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>イ 法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第十三条第三項第二号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	2 町村の内部組織における相談援助業務を含む。) に従事した期間 〔ロ・ハ 略〕 〔略〕
	2 町村の内部組織における相談援助業務を含む。) に従事した期間 〔ロ・ハ 同上〕 〔同上〕

(こども家庭庁組織規則の一部改正)

第四条 こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(児童手当管理室) 第四条 「略」</p> <p>2 児童手当管理室は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に規定する児童手当に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 「略」</p> <p>附則</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>3 (成育局成育環境課児童手当管理室の所掌事務の特例) 成育局成育環境課児童手当管理室は、第四条に規定する事務のほか、当分の間、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付に関する事務をつかさどる。</p>
改正前	<p>(児童手当管理室) 第四条 「同上」</p> <p>2 児童手当管理室は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に規定する児童手当及び同法附則第二条第一項の給付に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 「同上」</p> <p>附則</p> <p>〔1・2 同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令の一部改正)

第五条 こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令(令和五年内閣府令第四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十七条第一項</p> <p>〔五・六 略〕</p>	<p>次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十七条第一項（同法附則第二条第四項の規定により準用する場合を含む。）</p> <p>〔五・六 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和六年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第十三条第四項に規定する者は、同項の規定による児童手当の額の改定のため必要があるときは、遅滞なく、市町村長（児童手当法第十七条第一項の規定によって読み替えられる同法第七条の認定をする者を含む。）に対し、必要な書類を提出しなければならない。

2 この府令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に
より使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。